



熊本県公報

号外 第26号

令和2年(2020年)
3月31日(火)

(毎週火・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 1

訓 令

熊本県訓令第4号

本府各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。
第4条中第25項を第27項とし、第18項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第17項を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 部(公室)に首席専門員を置くことができる。

第4条中第16項を第17項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 健康福祉部及び環境生活部に首席医療審議員を置くことができる。

第5条中第26項を第28項とし、第19項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第18項を第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 首席専門員は、上司の命を受け、部(公室)の所管に属する専門的な知識経験を有する特命事項を処理する。

第5条中第17項を第18項とし、第12項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 首席医療審議員は、上司の命を受け、部の所管に属する重要な事項を医学的な知見に基づき審議し、特命事項を処理する。

	企画課
地域・文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課
	川辺川ダム総合対策課
交通政策・情報局	交通政策課
	情報政策課
	統計調査課

地域・
交通政

別表第1企画振興部の項中

企画課
統計調査課
文化振興局
地域振興課
文化企画・世界遺産推進課
川辺川ダム総合対策課
策・情報局
交通政策課
情報政策課

に改め、同表国際スポーツ大会推進部の項を削る。

別表第2の1の表課長専決事項の欄中第8項を削り、第9項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 会計年度任用職員の任免(分限及び懲戒による場合を除く。)に関すること。

別表第2の2の表中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第28項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3の1の表危機管理防災課の部第10項を次のように改める。

10 平成28年熊本地震のアーカイブに関すること。						
---------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の2の表人事課の部第1項知事決裁事項の欄第1号中「いう。」の次に「及び任期付職員」を加え、同項部内局長専決事項の欄第2号中「技能労務職員」の次に「及び任期付職員」を加え、同項課長専決事項の欄第1号中「(知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。)」を削り、同項同欄第2号中「第22条第2項の規定によ

る「臨時的任用」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の規定による臨時的任用」に、「及び賃金単価」を「並びに報酬及び給料の単価」に改め、同項同欄第4号中「技能労務職員」の次に「及び任期付職員」を加え、同項同欄第7号中「育休等代替臨時職員」の次に「及び地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用される職員」を加え、同項同欄第9号中「臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、同項同欄第13号中「第28条の4」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」に改め、同部中第15項を第16項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 熊本県における事務的確・適正な執行の確保に関すること。						
-------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の2の表総務私学局の部総務厚生課の款第7項中「地方公務員法第22条第2項の規定により任用された臨時職員（職員の産前休暇及び産後休暇に伴う代替臨時職員（以下「産前産後代替臨時職員」という。）を除く。）又は」「を削り、「の規定により任用された非常勤職員」を「に掲げる職を占める職員」に改め、「いずれも」及び「賃金及び賃金」を削り、同項課長専決事項の欄第1号中「賃金及び」を削り、同項同欄第2号中「賃金及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項同欄第3号中「賃金及び」を削り、「並びに」を「除く。」の次に「の雇用保険並びに同法第28条の5第1項の規定により任用された再任用職員（選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局並びに教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県所在公署以外の公署に勤務する者を除く。）」を加え、同項を同款第10項とし、同款中第8項を削り、第7項の次に次の2項を加える。

8 地方公務員法第22条の2第1号に員管人事委員会、会監務教事務委員会及び員並委員局に会員外に勤め、所外勤務を本公署する。）期末手酬及び社会保険の集中処理に関すること。	1 領額未決事限にこ 報及び当期に定する 額に定する。 2 報酬、当用支 手費の関と。報酬、 手費に未及格に支 手費に未及格に支 3 報酬、当用支 手費の関と。報酬、 手費に未及格に支 手費に未及格に支 4 報酬、当用支 手費に民特別税 手費に民特別税 5 報酬、当用支 手費に民特別税 手費に民特別税 6 雇用保
--	--

				のの保支離發する。格等、のびの関と。資喪続料及票行ること。	
9 地方公務員法第22条の第1項掲げ(選員委事務委及員並委務校育用並県署署る。)保働中する	に員理人事査局委局教育事学教任者本公司公すく会労集関と。第2号職管、会監務務教のびのにた熊在の務除社びのに所外勤をの及險処理のこと。	1 社会格等及料にこ 2 用格等、のびの関と。 3 保のの保支離發する。雇資喪続料及票行ること。			

「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び地方法人特別表第3の3の表企画課の部の次に次のように加える。

				4。統計年鑑等の編さん及び各種統計資料を配布すること。		
2 県勢の調査に関すること。						
別表第3の3の表交通政策・情報局の部交通政策課の款第8項中「の拡充整備」を「及び周辺地域の活性化」に改め、同部統計調査課の款を削る。						
別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第12項部（公室）長専決事項の欄に次の1号を加える。						
3 同法第46条第3項又は第4項の規定による障害児入所施設等の改善又は事業の停止を命ずること。						
別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第12項部内局長専決事項の欄中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。						
2 同法第34条の6の規定による障害児通所支援事業等の制限又は停止を命ずること。						
3 同法第56条の5の5の規定による審査請求に対する裁決をすること。						
別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第12項課長専決事項の欄に次の3号を加える。						
3 同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること。						
4 同法第21条の5の20第3項の規定による指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の13第3項の規定による指定障害児入所施設の変更の届出等に関すること。						
5 同法第21条の5の22第1項の規定による指定障害児通所支援事業者等及び同法第24条の15第1項の規定による指定障害児入所施設設置者等に対する報告等に関すること。						
別表第3の4の表健康局の部薬務衛生課の款第2項部内局長専決事項の欄第2号中「毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業」を「毒物劇物営業者」に改め、同項課長専決事項の欄第1号中「製剤製造業者等」を「製造業者等」に改め、同項同欄第2号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に、「製剤製造業者等」を「製造業者等」に改める。						
別表第3の5の表環境局の部環境立県推進課の款中第12項を第13項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。						
4 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に関すること。						
別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款第6項部内局長専決事項の欄第13号中「第49条第7項」を「第49条第8項」に改め、同項課長専決事項の欄第21号中「第6項」を「第7項」に改める。						
別表第3の5の表県民生活局の部消費生活課の款第16項の次に次の1項を加える。						
17 食品ロスの削減の推進に関すること。						
別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款第7項部内局長専決事項の欄第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に、「基盤施設計画」を「事業継続力強化支援計画」に改め、同項同欄第3号中「第22条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同項同欄第2号中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「基盤施設計画の変更の認定及び同条第2項の規定による認定の取消し」を「事業継続力強化支援計画の変更」に改め、同号の次に次の1号を加える。						
3 同法第7条第7項の規定による経営発達支援計画に対する意見を述べること。						
別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款第19項を次のように改める。						
19 平成28年熊本地震により被災した中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設又は設備の復旧整備						

等に係る事業の調整及び推進に関すること。						
別表第3の6の表観光経済交流局の部観光物産課の款中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り上げ、第17項を第20項とし、第16項を第15項とし、同項の次に次の4項を加える。						
16 貿易振興に関すること。		1 貿易振興施策の企画及び調整に関すること。 2 海外における見本市及び展示会の開催及び参加の決定に関すること。 3 貿易行政機関及び連絡調整に関すること。 4 貿易商社及び団体の育成指導に関すること。	1 貿易企業の実態調査及び貿易統計に関すること。 2 輸出商品のデザイン改善に関すること。 3 貿易実務及び相談に関すること。			
17 スポーツを活用した交流促進に関すること。						
18 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ誘致、聖火リレー等に関すること。						
19 一般財団法人2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会に関すること。						
別表第3の6の表観光経済交流局の部国際課の款第1項を次のように改める。						
1 交流人口拡大に向けた施策の総合調整及び推進に関すること。						
別表第3の6の表観光経済交流局の部国際課の款第8項第1号中「海外」を「国内外」に改め、同項を同款第9項とし、同款第7項の次に次の1項を加える。						
8 くまもとブランドの推進に関する						

の調整に關すること。					
6 中山間地域の整備に關すること。					
別表第3の7の表農村振興局の部むらづくり課の款中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同款に次の1項を加える。					
9 棚田振興に関するこ と。					
別表第3の8の表土木技術管理課の部に次の1項を加える。					
11 大規模災害時の初動対応に關すること（土木部の所管に關することに限る）。					
別表第3の8の表道路都市局の部道路保全課の款第1項部内局長専決事項の欄第7号中「第48条の7」を「第48条の13」に改め、同項同欄中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄に次の1号を加える。					
2 同法第71条第4項の規定により道路監理員の任免を行うこと。					
別表第3の9の表を削る。					
附 則					
1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。					
2 次に掲げる訓令は、廃止する。					
(1) 熊本県企業復興支援室設置規程（平成29年熊本県訓令第6号）					
(2) 熊本県防災企画室設置規程（平成30年熊本県訓令第6号）					